

令和 6 年第 7 回東串良町農業委員会 会 議 録

日時：令和 6 年 7 月 25 日（木）午前 1 0 時 0 0 分～

場所：東串良町役場委員会室（3 階）

令和6年第7回東串良町農業委員会会議録

招集年月日	令和6年7月25日					
招 集 場 所	東串良町役場委員会室（3階）					
開催の日時 及び宣言	開会	令和6年7月25日 午前10時00分				議長 大村 教男
	閉会	令和6年7月25日 午前10時45分				議長 大村 教男
農業委員	出欠	番号	氏 名	出欠	番号	氏 名
出席数8名 欠席数 名	○	1	吉ヶ崎 弘一	○	5	鶴丸 千尋
	○	2	松留 立美	○	6	木佐貫 一孝
出席○ 欠席×	○	3	稲村 照隆	○	7	櫻木 孝二
	○	4	大村 教男	○	8	内村 初子
最適化推進 委員	○		有留 幸路	○		松元 友信
	×		中村 春樹	○		杉木 秀幸
出席数7名	○		福岡 みどり	○		松留 和江
	○		村吉 博美	○		谷口 憲三
会議録署名委員		5番	鶴丸 千尋	6番	木佐貫 一孝	
出席した事務局職員		局長 次長	上野 勝志 瀧川 祐造	書記	宮之前 博一・出水 翔太 中村 一雅	
会 議 に 付 し た 事 項	日程第1 議案第42号 農業経営基盤強化促進法による農地利用集積計画について					
	日程第2 議案第43号 農用地利用集積等促進計画案の意見について					
	日程第3 議案第44号 農地法第3条の規定による許可申請について					
	日程第4 議案第45号 農地法第5条第1項の規定による農地転用許可申請について					
	日程第5 議案第46号 非農地証明願いによる証明について					
	日程第6 議案第47号 農地のあっせん委員の選任について					

開会 午前10時00分

議 長

ただいまから定例総会を始めたいと思います。

中村委員から欠席届が参っております。

出席者 15 名で、定足数に達しておりますので、東串良町農業委員会令和 6 年第 7 回定例総会を開催します。

本日の会議録署名委員に 5 番鶴丸委員と 6 番木佐貫委員をお願いいたします。

ここで諸般の報告をいたします。

農業経営基盤強化促進法による賃借権の合意解約が 2 件 4 筆、農地中間管理事業による賃借権の合意解約が 3 件 4 筆、使用貸借権の合意解約が 1 件 5 筆ありました。つきましては総会資料の最後の方に添付してありますので後でお目通しをお願いします。それではただいまから議事に入りたいと思います。

発言される方は、必ず議長の許可を受けて発言くださるようお願いいたします。

それでは、日程第 1 議案第 42 号農業経営基盤強化措置法による農用地利用集積計画についてを議題といたします。

今回申請がなされたのは、所有権が 3 件、賃借権が 3 件、使用貸借権が 15 件あります。それでは、事務局の説明をお願いしたいところではありますが資料 3 ページの賃借権の 85 番について、借人が〇〇委員となっておりますので、先に質疑を行わせていただきたいと思います。

それでは東串良町農業委員会会議規則第 25 条により、〇〇委員は質疑の間、退席をお願いいたします。

〇〇委員退席

事務局の説明をお願いいたします。

事務局（中村）

それでは説明いたします。

資料 3 ページをご覧ください。

賃借権の 85 番、貸人は新川西の〇〇さん、借人は新川西の〇〇さん、申請地は、議案書に記載されている通り、新規 5 年の利用権設定でございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

これより質疑に入ります質疑ありませんか。

質疑なしの声

議 長

質疑を終結いたします。

本案は原案通り承認することに異議ありませんか。

異議なしと認めます。

よって本案は原案の通り承認することに決しました。

それでは質疑が終了しましたので、〇〇委員の入室を認めます。

〇〇委員入室

議 長

続いて資料 12 ページの使用貸借権の 101 番については、管理人が〇〇委員となっておりますので、先に質疑を行わせていただきたいと思います。

それでは東串良町農業委員会規則第 25 条による〇〇委員は質疑の間、退席をお願いいたします。

事務局の説明をお願いいたします。

事務局（中村）

それでは説明いたします。

資料 12 ページをご覧ください。

使用貸借権の 101 番、貸人は宮崎県の〇〇さん。

借人は新川西の〇〇さん申請地は、議案書に記載されている通り、更新 10 年の利用権設定でございます。

なお農地の名義人は〇〇さんとなっており、未相続農地のため、相続人の過半の同意を得ての使用貸借となります。

以上で説明をさせていただきます。

議 長

ありがとうございました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

質疑なしの声

議 長

質疑を終結いたします。

本案は原案通り承認することに異議ありませんか。

委 員

異議なしの声

議 長

異議なしと認めます。

よって本案は原案の通り承認することに決しました。

それでは質疑が終了しましたので、〇〇委員の入室を認めます。

〇〇委員入室

議 長

それでは引き続き事務局の説明をお願いいたします。

事務局（中村）

それでは説明いたします。

資料 1 ページをお開きください。

所有権の 22 番、譲渡人は鹿屋市の〇〇二さん、譲受人は川西の〇〇さん、申請地は議案書に記載されている通り、売買による所有権の移転でございます。

次に 23 番、譲渡人は川西の〇〇さん、譲受人は肝付町の〇〇さん、申請地は議案書に記載されているとおり、売買による所有権の移転でございます。

資料 2 ページをご覧ください。

次に 24 番、譲渡人は池之原の〇〇さん及び新川西の〇〇さん、譲受人は川東の〇〇さん、申請地は、議案書に記載されている通り、売買による所有権の移転でございます。

資料 3 ページをお開きください。

賃借権の 84 番、貸人は池之原の〇〇さん、借人は岩弘の有限会社〇〇さん
申請地は議案書に記載されている通り、新規 5 年の利用権設定でございます。
なお資料の方、終期が令和 11 年 3 月 30 日となっておりますが、令和 11 年 7 月 31 日に修正をお願いいたします。

次に、85 番につきましては、先ほど説明させていただきましたので、省略させていただきます。

資料 4 ページをお開きください。

次に 86 番、貸人は福岡県の〇〇さん、借人は川東の〇〇さん。
申請地は議案書に記載されている通り、更新 10 年の要件設定でございます。

資料 5 ページをお開きください。

使用賃借権の 87 番、貸人は、岩弘の〇〇さん、借人は岩弘の〇〇さん
申請地は議案書に記載されている通り、新規 10 年の利用権の設定でございます。
次に 88 番、貸人は、鹿児島市の〇〇さん、借人は、肝付町の〇〇さん、申請地は議案書に記載されている通り、更新 5 年の利用権設定でございます。
資料 6 ページをお開きください。

次に 89 番、貸人は川西の〇〇さん、借人は肝付町の〇〇さん、申請地は、議案書に記載されている通り、更新 20 年の利用権設定でございます。
資料 7 ページをお開きください。

次に 90 番、貸人は鹿屋市串良町の〇〇さん、借人は、肝付町の〇〇さん、申請地は、議案書に記載されている通り、更新 20 年の利用権設定でございます。なお、農地の名義人は〇〇さんとなっており、未相続農地のため、相続人の過半の同意を得ての使用貸借となります。

次に 91 番貸人は川西の〇〇さん、借人は肝付町の〇〇さん
申請地は議案書に記載されている通り、更新 10 年の利用権設定でございます。
資料 8 ページをお開きください。
次に 92 番、貸人は川西の〇〇さん、借人は肝付町の〇〇さん。

申請地は議案書に記載されている通り、更新 5 年の利用権設定でございます。
次に 93 番貸人は鹿屋市の〇〇さん。

借人は肝付町の〇〇さん、申請地は議案書に記載されている通り、更新 20 年の利用権設定でございます。

農地の名義人は〇〇さんとなっており、未相続農地のため、相続人の過半の同意を得ての使用貸借となります。

資料 9 ページをお開きください。
次に 94 番、貸人は川西の〇〇さん、借人は、肝付町の〇〇さん、
申請地は議案書に記載されている通り、新規 20 年の利用権設定でございます。

次に 95 番、貸人は、鹿児島市の〇〇さん、借人は肝付町の〇〇さん、申請地は、議案書に記載されている通り、更新 20 年の利用権設定でございます。

なお、農地の名義人は〇〇さんとなっており、未相続農地のため、相続人の過半の同意を得ての使用貸借となります。
資料 10 ページをお開きください。

次に 96 番、貸人が新川西の〇〇さん、借人は新川西の〇〇さん、
申請地は議案書に記載されている通り、新規 10 年の利用権設定でございます。

次に 97 番、貸人は新川西の〇〇さん、借人は新川西の〇〇さん、
申請地は議案書に記載されている通り、新規 5 年の利用権設定でございます。
資料 11 ページをお開きください。

次に 98 番、貸人は新川西の〇〇さん、借り人は新川西の〇〇さん
申請地は議案書に記載されている通り、新規 5 年の利用権設定でございます。
次に 99 番、貸人は新川西の〇〇さん、借人は新川西の〇〇さん、
申請地は議案書に記載されている通り、新規 5 年の利用権設定でございます。
資料 12 ページをお開きください。

次に 100 番、貸人は川西の〇〇さん、借人は新川西の〇〇さん、

申請地は議案書に記載されている通り、新規 10 年の利用権設定でございます。
なお、農地の名義人は〇〇さんとなっており、未相続農地地のため、相続人の過半の
同意を得ての使用貸借となります。
次に 101 番につきましては、先ほど説明させていただきましたので、省略させていただきます。
以上で説明を終わらせていただきます。

議 長

ありがとうございました。
これより質疑に入ります。
質疑はありませんか。

木佐貫委員

はい。

議 長

木佐貫委員どうぞ。

木佐貫委員

9 ページの 94 番の〇〇さんと〇〇さんですかね、親子関係か何かですか。

事務局（中村）

そうですね、親子です。

議 長

よろしいですか。

木佐貫委員

はい。

議 長

他にないですか。
なければ、質疑を終結いたします。
本案を原案通り承認することに異議ありませんか。

異議なしの声

議 長

異議なしと認めます。
よって、日程第 1 議案第 42 号農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画につ
いては、原案通り承認することに決しました。
次に、日程第 2 議案第 43 号農用地利用集積等促進計画案の意見についてを議題といた
します。

今回の農用地利用集積等促進計画案については、使用貸借権が1件あります。
それでは事務局の説明をお願いいたします。

事務局（出水）

それでは説明いたします。

資料の13ページをご覧ください。

使用貸借権の1番、借人は新川西の〇〇さん、貸人は〇〇さん、申請地は議案書に記載のある通りで、新規10年の利用権の設定となっています。

以上で説明を終わります。

議 長

ありがとうございました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

質疑なし

議 長

質疑を終結いたします。

本案は原案通り承認することに異議ありませんか。

異議なしの声

議 長

異議なしと認めます。

よって、日程第2議案43号農用地利用集積等促進計画案の意見については原案通り承認することに決しました。

次に、日程第3議案第44号農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。

今回申請がなされたのは所有権移転1件、賃借権設定が1件であります。

いずれも現地調査を行っておりますので委員に報告を行わせていただきたいと思います。

それでは最初に所有権移転の25番について、松留立美委員に現地調査報告をお願いいたします。

松留立美委員

それでは説明をさせていただきます。

令和6年7月16日火曜日、農地法第3条に係る現地調査を、私と谷口推進委員、事務局3名の計5名で行いました。

なお、関係者として〇〇さんが出席されました。

今回の申請は、肝付町在住の譲受人が、農地をもらいうけるものであり、作付予定作物は露地野菜となっております。譲受人は1年間の農作業の経験ではありますが、

農業への従事状況は農地法第3条の許可基準を上回っております。なお、耕作地からの距離についても、車で約10分程度となっており、耕作には問題はないものと思われます。

農機具に関しても弟よりトラクターを借りており、その他の農機具についても借りるということで、農業を行う能力は特に問題はないものと思われます。

さらに、農作業をする際には周囲の農地への悪い影響が出ないように、十分に気をつけるとのことでありましたので、農地法第3条による許可を出しても問題はないものと思われます。

以上で説明を終わらせていただきます。
よろしくご審議のほどお願いします。

議 長

ありがとうございました。
それでは質疑に入ります。
質疑はありませんか。

吉ヶ崎委員

はい

議 長

吉ヶ崎委員どうぞ

吉ヶ崎委員

少しお尋ねします。
〇〇さんの経営自作地面積が書いてないんですけど、これは書かなくてもよろしいですか。

事務局（中村）

すいません、事務局からお答えいたします。〇〇さんなんですけども貸付地がありまして記載漏れでした。すいません貸付の合計がですね、5,022 m²になっております。すいません。

議 長

いいですか。

吉ヶ崎委員

はい。

議 長

他にありませんか。

質疑なし

議 長

質疑を終結いたします。

本案は原案通り承認することに異議ありませんか。

異議なしの声

議 長

異議なしと認めます。

よって、本案は原案通り承認することに決しました。

それでは次に賃借権設定の 26 番について木佐貫委員に現地調査報告をお願いいたします。

木佐貫委員

はい。

それでは報告をさせていただきます令和 6 年 7 月 16 日火曜日

農地法第 3 条に係る現地調査を、私と中村委員、事務局 3 名の計 5 名で行いました。。
なお関係者として〇〇さんが出席されました。

今回の申請は、鹿屋市在住の譲受人が、農地の一部を借りるものであり、作付予定作物は水稻、飼料作物となっております。

譲受人は 20 年間の農作業の経験をもっており、また、農業への従事状況も農地法第 3 条の許可基準を上回っております。

なお、耕作地からの距離についても、車で約 10 分程度となっており、耕作には問題はないものと思われます。

農機具に関してもトラクター、田植え機等を所有しており、農業を行う能力は特に問題はないものと思われます。

さらに、農作業をする際には周囲の農地への悪い影響が出ないように、十分に気をつけるとのことでありましたので、農地法第 3 条による許可を出しても問題はないものと思われます。

以上で説明を終わらせていただきます。

議 長

ありがとうございました。

それでは質疑に入ります。

質疑はありませんか。

事務局（中村）

議長すいません

議 長

事務局からお願いします。

事務局（中村）

はいすいません。

資料の訂正があります 15 ページだったんですけども、面積の方が 7,025 m²となってい

るんですけれど、ここの訂正がありまして、正しくは 5,225 m²になります。
備考の方にも 7,025 m²とありますので、こちらの方も 5,225 m²に訂正していただきたいのと、あとこちらの資料の議事日程の議案第 44 号の 7,025 m²とありますのでそちらの方も、5,225 m²に訂正をお願いいたします。
申し訳ありません。

議 長

他にないですか。

質疑を終結いたします本案は原案通り承認することに異議ありませんか。

異議なしの声

議 長

異議なしと認めます。

よって本案は、原案通り承認することに決しました。

以上をもちまして、日程第 3 議案第 44 号農地法第 3 条の規定による許可申請については、原案通り承認することに決しました。

次に日程第 4 議案第 45 号農地法第 5 条第 1 項の規定による農地転用許可申請についてを議題といたします。

今回は所有権移転が 1 件賃借権設定が 2 件ございます。

また、いずれの申請についても現地調査を行っております。

それでは審議資料 16 ページ立崎俊彦さんからの転用申請について現地調査の報告を谷口委員によりしくお願いいたします。

なお、この申請は違反転用を受けての追認申請となっております。

谷口委員

それでは報告させていただきます。令和 6 年 7 月 16 日火曜日、転用に係る現地調査を私と松留立美委員、事務局 2 名の計 4 名で行いました。なお関係者として〇〇さんと〇〇さんが出席されました。

今回の申請は貸駐車場・貸資材置場を目的としています。

なお申請地は資料 17 ページにあるとおり令和 6 年 6 月 3 日時点で転用許可なしに整備されており、事務局が違反転用として指導したことを受けてからの追認申請となります。

申請地は農地区分としては第 1 種農地に相当するものと思われます。

第 1 種農地は原則として転用は許可されませんが、今回の申請は、申請地の周辺に 3 戸以上の住宅が確認できますので、不許可の例外である「集落接続施設」に該当するものと思われます。なお、農地所有者である〇〇さんは、令和 5 年 2 月の定例総会において申請地を農地法第 3 条で購入しており、その際に農地を無断で転用、売却することを禁じる同意書も提出しております。〇〇さんに今回の事について経緯を確認したところ、当初はからいもを栽培する予定であったが、体調を崩した事により農地管理が難しくなり、〇〇さんに売却してしまったとの事でした。このことより、体調の悪化は不可測の事態であると考えられることから、農地法第 3 条の許可を取り消さずに追認申請をおこなっても問題はないものと思われます。

以上で説明を終わります。ご審議の方よろしくお願いいたします。

議 長

ありがとうございました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

質疑なし

議 長

ありませんか。

質疑を終結いたします。

本案は原案通り承認することに異議ありませんか。

異議なしの声

議 長

異議なしと認めます。

よって本案は原案通り承認することに決しました。

次に資料 18 ページの有限会社〇〇さんからの転用申請について現地調査をの報告を松留立美委員によりお願いいたします。

松留立美委員

それでは報告させていただきます。

令和 6 年 7 月 16 日火曜日、転用に係る現地調査を私と谷口推進委員、事務局 2 名の計 4 名で行いました。なお関係者として〇〇さんと〇〇さんが出席されました。

今回の申請は砂採取を目的としています。

申請地は農地区分としましては、第 1 種農地に該当します。

第 1 種農地は原則として転用は許可されませんが、今回の申請は、申請者が申請地から砂を採取するために一時的に使用するもので、不許可の例外である「一時転用」に該当するものです。

費用について自己資金により賄う予定であるとのことでした。

転用する面積は 1 筆 1,111 m²になり、周囲の状況を見ても問題はないものと思われます。

また、申請人は転用の許可が下りた場合、周囲へ被害のかからないよう被害防除計画書に沿って対応し、もし苦情等があった場合、誠意を持って対応するとしており、特に問題はないものと思われます。

以上で説明を終わります。ご審議の方よろしくお願いいたします。

議 長

ありがとうございました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

質疑なし。

議 長

質疑を終結いたします。

本案は原案通り承認することに異議ありませんか。

異議なしの声

議 長

異議なしと認めます。

よって本案は原案通り承認することに決しました。

最後に資料 19 ページの株式会社〇〇さんからの転用申請について現地調査の報告を松留立美委員よりお願いいたします。

松留立美委員

それでは報告させていただきます。令和 6 年 7 月 16 日火曜日、転用に係る現地調査を私と谷口推進委員、事務局 2 名の計 4 名で行いました。なお関係者として〇〇さんと〇〇さんが出席されました。今回の申請は砂採取を目的としています。申請地は農地区分としましては、第 1 種農地に該当します。第 1 種農地は原則として転用は許可されませんが、今回の申請は、申請者が申請地から砂を採取するために一時的に使用するもので、不許可の例外である「一時転用」に該当するものです。費用について自己資金および砂の売上金により賄う予定であるとのこと。転用する面積は 2 筆 1,826 m²になり、周囲の状況を見ても問題はないものと思われます。

また、申請人は転用の許可が下りた場合、周囲へ被害のかからないよう被害防除計画書に沿って対応し、もし苦情等があった場合、誠意を持って対応するとしており、特に問題はないものと思われます。

以上で説明を終わります。ご審議の方よりお願いいたします。

議 長

ありがとうございました。

これより質疑に入ります質疑ありませんか。

質疑なし

議 長

質疑を終結いたします。

本案は原案通り承認することに異議ありませんか。

異議なしの声

議 長

異議なしと認めます。

村吉委員

はい。

議 長

村吉委員どうぞ。

村吉委員

この申請地の報告が宅地となってますよね。
これは普通の宅地を潰して使ってるということですか。

松留立美委員

これは、砂地です。

村吉委員

わかりました。

議 長

他に質疑はありませんか。

質疑なし

議 長

本案は原案通り承認することに異議ありませんか。

異議なしの声

議 長

異議なしと認めます。よって本案は原案通り承認することに決しました。
以上をもちまして、日程第4議案第45号農地法第5条第1項の規定による農地転用許可申請について、原案通り承認することに決しました。
次に日程第5議案第46号非農地証明願いによる証明についてを議題といたします。
今回は申請が6件あります。
また、いずれの申請に対しても現地調査を行っております。
最初に資料20ページの有限会社〇〇さんからの申請につきまして現地調査の報告を有留委員にお願いいたします。

有留委員

それでは報告させていただきます。
令和6年7月16日火曜日に非農地証明に係る現地調査を私と木佐貫委員、事務局3名の計5名で行いました。
また、関係者として申請人より委任を受けている行政書士の〇〇さんが出席されました。
申請地の地目は農地台帳では畑となっておりますが、資料20ページにあるとおり、隣接する農地とブロック塀で仕切られており、農地への復旧は非常に難しく、非農地として判断することはやむを得ないと思われれます。

以上で説明を終わらせていただきます。ご審議の方よろしくお願いします。

議 長

これより質疑に入ります。

質疑は、ありませんか。

質疑なし

議 長

質疑を終結いたします。

本案は原案通り承認することに異議ありませんか。

異議なしの声

議 長

異議なしと認めます。

よって本案は非農地として承認することに決しました。

続いて資料 21 ページの〇〇さん他 3 名からの申請につきましては、〇〇さん、〇〇さん、〇〇さん〇〇さんがそれぞれ非農地証明願いを提出しておりますが、資料 22 ページ右側の図面にある通り、いずれも地番は川西〇〇の付近であるため審議はまとめて行いたいと思います。

それでは現地調査の報告を櫻木委員にお願いいたします。

櫻木委員

「それでは報告させていただきます。」

令和 6 年 7 月 1 6 日火曜日に、非農地証明に係る現地調査を私と内村委員、事務局の計 4 名で行いました。また、関係者として申請人より委任を受けている行政書士の〇〇さんが出席されました。申請地の地目は農地台帳では畑となっておりますが、資料 22 ページにあるとおり農地への復旧は非常に難しく非農地として判断することはやむを得ないと思われます。

以上で説明を終わらせていただきます。ご審議の方よろしくお願いします。

議 長

ありがとうございました。

これより質疑に入ります。

質疑はありますか。

質疑なし

議 長

質疑を終結いたします。

本案は原案通り承認することに異議ありませんか。

異議なしの声

議 長

異議なしと認めます。

よって本案は、非農地として承認することに決しました。

最後に資料 23 ページの〇〇さんからの申請につきましては、現地調査の報告を谷口委員にお願いいたします。

谷口委員

「それでは報告させていただきます。」

令和 6 年 7 月 1 6 日火曜日に、非農地証明に係る現地調査を私と松留立美委員、事務局の計 4 名で行いました。また、関係者として申請人より委任を受けている行政書士の〇〇さんが出席されました。

申請地の地目は農地台帳では畑となっておりますが、資料 23 ページにあるとおり農地への復旧は非常に難しく非農地として判断することはやむを得ないと思われます。

以上で説明を終わらせていただきます。ご審議の方よろしく申し上げます。

議 長

ありがとうございました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

質疑なし。

議 長

質疑を終結いたします。

本案は原案通り承認することに異議ありませんか。

異議なしの声

議 長

異議なしと認めます。

よって本案は非農地として承認することに決しました。

以上で日程第 5 議案第 46 号非農地証明願いによる申請についての審議を終えたいと思います。

次に、日程第 6 議案第 47 号の農地あっせん委員の選任についてを議題といたします。

今回は売買を求める申し出が 1 件あります。

本案につきましては、事務局の説明後、あっせん委員を選任していきたいと思います。

どのような方法で選任したらよいでしょうか？

事務局一任の声

議 長

事務局一任という声がありましたので、まず事務局の説明をお願いします。

事務局（出水）

それでは〇〇さんからの農地あっせん申し出について説明させていただきます。

資料 24 ページをお開きください。

申請時およびその周辺につきましては、資料 24 ページに記載されている通りとなります。面積は、計 3 筆、2,888 m²となっております。

また図面には周辺農地の耕作者が記載されておりますので、集約を進めるためにも、隣接する農地の耕作者に優先的に話を進めていただきますようお願いいたします。

以上で説明を終わらせていただきます。

ご審議の方よろしくをお願いします。

議 長

ありがとうございました。

それでは事務局人という声がありましたので、農地のあっせんについてつきましては谷口委員と松留立見委員を指名いたします。

委員長は松留立美委員にお願いしたいと思います。

よって日程第 6 議案第 47 号の農地のあっせん委員の選任については、ただいま指名いたしました方をお願いすることに決しました。

続いて、来月の予定について事務局から案内をお願いします。

事務局（瀧川）

お疲れ様です。8 月の現地調査ということで、16 日の金曜日を予定しております。

それから定例総会の方が一応先月も報告をしておりますけれども、23 日の金曜日にさせていただきますと思っております。

それから申請の締め切り、一応 8 月の定例会分を申請の締め切りを 7 月 31 日の水曜日まででお願いしたいと思っております。

以上となっております。

議 長

ありがとうございました。

以上で本日の議案は全て終了いたしました。

これをもちまして、東串良町農業委員会令和 6 年第 7 回定例総会を閉会いたします。